

## 論点 4

多様な環境の保全  
(草地、湿地、高山帯等)

2-1,2-5

## 1. 現状と課題

森林生態系には、溪畔、草地等さまざまな環境があり、その環境固有の生物を育んでいる。また、複数の環境をまたいで生活している生物もあり、これら複数の環境が森林における生物多様性を一層深化させる。

保護林設定要領では、森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林の設定の基準として、「一体的に保存すべき草地、湿地、高山帯、岩石等を含むことができる。」としているが、取扱いの方針は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとなっているため、草地、湿地等の積極的な保全対策は行われていない。

植物群落保護林の設定の基準では、「湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域」を保護林に設定できるとしており、その取扱いの方針は、①極盛相にある群落は原則として人手を加えず自然の推移に委ねる、②遷移の途中相にある群落は現状の維持に必要な森林施業を行うこととしている。

また、特定動物生息地保護林の設定の基準では、「希少化している動物の繁殖地又は生息地等」を保護林に設定できるとしており、その取扱いの方針は、必要な森林施業等を行うことができることとしている。

このように、植物群落保護林や特定動物生息地保護林は、特殊な立地条件に生育する群落や希少な動物の繁殖地又は生息地等に対し保全にマイナスに作用するものを除去するための管理となっている。

その他の保護林では特段の規定がない。

## 2. 検討の方向性

人為による管理を行うことにより、地域における生物多様性が担保されることとなる森林について、保護林に設定した上で人為による管理を実施する概念の必要性について検討する。

## 3. 具体的なイメージ

## (ア) 森林を一体的に保存等する保護林

引き続き、一体的に保存等すべき草地、湿地、高山帯、岩石等を含むこととしつつ、希少な野生生物の生育・生息地となっている等、地域の生物多様性を担保する上で不可欠と判断する草地、湿地、高山帯、岩石等については、人為による必要な管理を実施する（保存地区を除く）。

## (イ) 個体群の保全を目的とする保護林

引き続き、保全の目標とする個体群の生育・生息地として、草地、湿地、高山帯、岩石等を保護林に設定できるとし、当該個体群の生育・生息地の保全を図る上で必要となる管理を実施する。

(ウ) 管理の内容

現状の維持に必要な管理、目標とする姿を踏まえた管理を実施する。例えば、湿地における堆積土砂の除去、水量を調節するための森林施業、草地における除伐等。手順については、モニタリングを基本とし、軌道修正が必要と考えられる場合は、専門家の意見を踏まえた上で適切な管理を実施する。

(エ) 多様な植物群集の保護

天然林、人工林、草地、湿地、高山帯、岩石等、森林には多様な環境があり、多様な植物群集が見られることから、保護林を構成する植物群集に着目し、保護林が特定の群集に偏りすぎることがないように、バランスに留意する。